

# 議員全員協議会

## 会議録

令和2年6月1日（月） 午前11時 2分 開会

---

- 招集月日 令和2年 5月18日  
○開会日時 令和2年 6月 1日 午前11時 2分  
○閉会日時 令和2年 6月 1日 午前11時57分  
○場 所 七戸町役場議会議事堂
- 

### ○出席議員（15名）

|    |     |        |     |     |        |
|----|-----|--------|-----|-----|--------|
| 議長 | 16番 | 瀬川左一君  | 副議長 | 15番 | 盛田惠津子君 |
|    | 1番  | 中野正章君  |     | 2番  | 山本泰二君  |
|    | 3番  | 向中野幸八君 |     | 4番  | 二ツ森英樹君 |
|    | 5番  | 小坂義貞君  |     | 6番  | 澤田公勇君  |
|    | 7番  | 疍清悦君   |     | 8番  | 岡村茂雄君  |
|    | 9番  | 佐々木寿夫君 |     | 10番 | 附田俊仁君  |
|    | 11番 | 田嶋輝雄君  |     | 12番 | 三上正二君  |
|    | 14番 | 白石洋君   |     |     |        |

---

### ○欠席議員（1名）

13番 田島政義君

---

### ○説明のため会議に出席した者の職氏名

|            |       |          |                         |
|------------|-------|----------|-------------------------|
| 町 長        | 小又勉君  | 副町長      | 高坂信一君                   |
| 総務課長       | 中野昭弘君 | 企画調整課長   | 田嶋邦貴君<br>(兼地域おこし総合戦略課長) |
| 財政課長       | 金見勝弘君 | 税務課長     | 附田敬吾君                   |
| 社会生活課長     | 澤山晶男君 | 健康福祉課長   | 井上健君                    |
| 商工観光課長     | 附田良亮君 | 農林課長     | 鳥谷部勉君                   |
| 教育長        | 附田道大君 | 学務課長     | 鳥谷部慎一郎君                 |
| 生涯学習課長     | 田中健一君 | 農業委員会会長  | 天間俊一君                   |
| 代表監査委員     | 野田幸子君 | 監査委員事務局長 | 天間孝栄君                   |
| 選挙管理委員会委員長 | 新館文夫君 |          |                         |

---

### ○職務のため会議に出席した事務局職員

○会議を傍聴した者（4名）

---

○案件

- (1) 都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定について
  - (2) 景観条例の制定及び景観計画の策定について
- 

○会議の経過

○議長（瀬川左一君） ただいまから、議会全員協議会を開催いたします。

本日の議会全員協議会は、町長からの開催要請を受けて開催することになりましたので、御了承願います。

初めに、町長より御挨拶をいただきます。

町長。

○町長（小又 勉君） 議会全員協議会の開会にあたり、一言御挨拶申し上げます。

議員の皆様には、議会散会后のお疲れのところ議会全員協議会に御出席いただきありがとうございますとございます。

本日、御説明申し上げます案件は、都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定についてと景観条例の制定及び景観計画の策定についての2件でございます。

1件目の都市計画マスタープランの改定については、町が購入する畜産農業協同組合周辺用地を新たに都市計画の用途地域に指定するもので、その内容等について御説明いたします。

また、立地適正化計画は、都市計画マスタープランに基づき居住機能や都市機能の立地、また公共交通の充実等に関し、総合的にまとめる計画でその内容等について御説明いたします。

なお、立地適正化計画では、居住誘導区域と都市機能誘導区域を定めることとしておりますが、その区域に含むことができない公共施設もあることから、あわせて御説明いたします。

2件目の景観条例の制定及び景観計画の策定については、景観法に基づき良好な景観の保全及び形成の促進に関し、景観計画の区域や行為の制限の基準などをまとめるもので、その内容等について御説明いたします。

なお、詳細については担当課長から説明いたさせますので、よろしく願いいたしまして御挨拶といたします。

○議長（瀬川左一君） それでは、案件1「都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定について」、説明をお願いします。

都市計画マスタープランについては建設課長から、立地適正化計画については企画調整課長から説明をお願いします。

初めに、建設課長。

○建設課長（氣田雅之君） 建設課からは、資料の1と資料の2で御説明させていただきます。

資料1の1ページをお開きください。「1.背景と目的」。今回の改定は、荒熊内開発地区の用途地域拡大が主です。また、立地適正化計画も同時作成しております。どちらの計画も荒熊内開発を進めていく上で、左側に記載されております国の補助金を活用する場合に必ず必要な計画となります。

次に「2.七戸町都市計画」。左側に記載されております図をごらん下さい。青で囲まれて

いるのが七戸町全体。赤が都市計画区域。さらに緑が現在の用途地域となります。右側に記載されております図は用途地域の種別ごとの色分けとなっております。

3ページをお開き下さい。「3. 上位計画等との関連」。真ん中の都市計画マスタープランは、平成22年3月に策定され、今回の改定は、用途地域のほかは七戸町長期総合計画が第2期になるなど、周辺に描かれた上位関連計画や統計データの改定、年号の校正もあわせて行っております。また、立地適正化計画はマスタープランの一部とみなされております。

次に「4. 都市計画マスタープランと立地適正化計画の概要」。都市計画マスタープランは、町の都市計画に関する基本的な指針となります。用途地域は、立地適正化計画を踏まえて定めることとなります。

5ページをお開きください。「5. 検討手順・体制」です。ごらんのとおり住民参加、各委員会や審議会を経て都市計画マスタープランは改定されます。

次に「6. 業務工程」。進捗は、資料2の都市計画マスタープラン原案、序章から第4章まで進んでおり、残る第5章から第6章を完成させ原案については、パブリックコメントで御意見や御質問等を受け、令和2年9月の改正を目指しております。

建設課からの説明は以上となります。

○議長（瀬川左一君） 続いて企画調整課長。

○企画調整課長（田嶋邦貴君） それでは、企画調整課より立地適正化計画について御説明いたします。

資料1の4ページを御覧下さい。右側に立地適正化計画の概要とあります。立地適正化計画では、人口減少が進む中で、一定のエリアにおいて人口密度を維持する。そのことによって生活サービスやコミュニティの持続が保たれるよう、居住誘導区域を定めます。その中に医療、福祉、商業、公共施設等の都市機能誘導区域を定める計画です。要するに人口減少が進む中でもコンパクトシティ形成を目指して、持続可能な町づくりを進めていくという計画でございます。

続いて1ページにお戻り下さい。先ほど建設課長からの説明に加えますが、都市計画マスタープランでは荒熊内地区の用地を拡大します。このエリアに居住誘導、都市誘導区域を設定いたします。設定した荒熊内地区で公共事業等々行うことにより、左側に記載されております都市構造再編集中支援事業、国の事業ですが約5割補助の申請ができます。立地適正化計画を作成している自治体は、5割補助の申請ができるということで、荒熊内地区の開発にとってもこの計画は必要な計画と考えております。

次に6ページをお開きください。工程表です。立地適正化計画では、昨年と今年度、2カ年にかけて作成することとしております。資料3でお示ししておりますが、現在は第2章まで作成済みであります。今後、庁内検討会、住民説明会、パブリックコメント等行いながら3月の策定を目指している計画でございます。

次に資料3をごらん下さい。目次のところですが、先ほど言われましたが現在は第2章まで作成済みでございます。最終的に第9章までを3月までに策定する計画でございます。1

ページの中段をごらん下さい。平成26年8月に都市計画再生特別措置法が改正され、立地適正化計画制度が創設されたということで、比較的新しい制度であります。平成22年に都市計画マスタープランを作成しているときにはまだなかった計画でございます。資料3につきましては、後ほどごらん下さい。

続きまして資料4です。先ほど言いましたとおり、立地適正化計画は居住機能、都市機能を誘導して、コンパクトシティを形成する計画ということを御説明いたしました。そこで居住都市誘導機能をどのように設定するのか。どういう基準で設定していくのかということになりますけれども、この考え方と、実は図書館整備の考え方と関連がございますので、あわせて説明をさせていただきます。

資料4の2ページをごらん下さい。ここに設定の考え方ということで、国交省の指針から考えられる区域ということで、ア、イ、ウとそれぞれ書かれております。要するに都市機能や住居機能が集中する都市の中心部、あるいは比較的アクセスが良いエリアに設定をしていきますということが基本的な考え方になります。もう一方の含まないという基準の考え方です。(2)にあります農用地区域、保安林の区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域。実はこの急傾斜地崩壊危険区域に七戸庁舎が含まれております。そのようなところは含まないということになります。あと、原則として含まない。土砂災害警戒地域、浸水想定区域、家屋倒壊氾濫想定区域。そのようなところは基本的には居住区域としては設定していきませんという考え方になります。浸水想定区域とはどのような基準とえば、3ページをお開きください。国も県も町も洪水ハザードマップを作成しております。これをもとにしながらかえていくことになります。平成23年の町のホームページでは、おおむね5年に一度の雨という想定で策定されております。そうするとこの図のように、町なかはほとんど浸水のエリアには含まれておりません。4ページをごらん下さい。これが県が作成した最新のデータです。県でも国でも同じですけれども、最大規模の想定をする。千年に一度とも言われている最大規模の想定をしたときに、高瀬川に2日間、総雨量397ミリ降ったとすると、旧七戸幼稚園、七戸病院、南公民館は、0.5メートルから3メートル未満の浸水区域に含まれます。最新のデータで見ますとこのようなことが想定されるということです。さらに(4)です。これも県の公表になりますけれども、家屋倒壊等氾濫想定区域、河岸浸食。これは比較的新しい表現ですが、これも同じような条件で2日間、397ミリの雨が降った場合です。川岸が削られて家屋の倒壊、流出等の危険性がある区域に旧七戸幼稚園と七戸病院の一部、川沿いですが、危険性があると判定されております。先ほど言いました、旧幼稚園のところに図書館を整備するという計画もありましたので、いろいろ協議をしました。これについては、後ほど説明をいたします。5ページをお開きください。(1)七戸病院、(2)旧七戸幼稚園につきましては、この居住誘導区域には先ほどの理由から含まないということになります。次に6ページをお開きください。一番下に記載されております図で、青色のエリアが居住誘導区域ということになります。現在のハザードマップや国の指針等からの考えで居住誘導区域を設定するとこのエリアになります。そうすると七戸病院や旧七戸幼稚園が外れる

ということになります。また七戸庁舎は先ほど説明いたしましたように急傾斜地ということ  
で外れることになります。ただし、七戸庁舎につきましては、平成5年から平成10年にか  
けて急傾斜地崩壊対策工事という工事をして対策を講じております。そこで青いエリアの部  
分でなければいろいろな整備ができないというものではなく、旧七戸幼稚園につきましても  
そのエリアが整備できないということではありませんが、先ほど説明いたしましたように浸  
水だけではなく倒壊の恐れがあるエリア、なおかつこれに対する対応策が現時点では対策が  
講じられていない、もしも対策を講ずるとすれば川を深くする工事や広くする工事等、相  
当な整備が必要になると考えております。このことからこの場所に町として図書館を整備す  
ることが適当なのかといろいろ協議した結果、結論から言いますとこの場所には図書館を整  
備することはできないということになりました。この辺の経緯につきまして、議員の皆様にも  
御理解をいただきたいと思っております。

企画調整課からは、以上です。

○議長（瀬川左一君） それでは、説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。

発言を許します。

9番議員。

○9番（附田俊仁君） 都市計画マスタープランの改定ということで、この中には都市計画  
道路に係るものも入っているのですか。

○議長（瀬川左一君） 建設課長。

○建設課長（氣田雅之君） はい、お答えいたします。今回は都市計画道路は入ってござい  
ません。

○議長（瀬川左一君） 9番議員。

○9番（附田俊仁君） 私自身、荒熊内地区の宅地造成を手掛けておりますが、この計画区  
域の中に入ると、道路をきちんと整備しなさいとなっております。建築基準法では4メート  
ルの幅があれば普通の道路として認められておりますが、都市計画区域においては6メート  
ル、尚且つ30年雨量を計算して側溝を整備します。これは宅地造成をする側の人が全て道路を  
造っていかねばなりません。しかも法律に基づいておこなうと過剰と思われる整備費が  
かかってしまい、造成する面積が広くなれば費用が高くなってしまふという難点があります。

計画区域を設定するということは、何も問題がないと思っております。新しくまちをつくって  
いくということであれば、公共施設という道路、下水管等に補助という考えはないのですか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） はい、お答えいたします。それは、町独自の補助ということですか。  
これから建設する都市計画道路であっても、補助の範囲には含まれておりますが、町独自の  
補助というのは、場所やいろいろな状況等を踏まえての判断となっていくと思っております。今こ  
こで何かできるかというのは、即答はしかねます。

○9番（附田俊仁君） 道路は公共物になるのですが、除雪のことやその後の維持管理関係  
もあって寄付採納という制度で町にお願いしますが、要するに民間で整備をしたものを寄付

採納であれば行政が引き受けるということなのです。このようなことをすると計画は立てたものの開発が進まないという相反することがおきて、本当に計画を進めるという考えであれば、計画倒れにならないように整備する費用に対する補助とか手当というものを考えていかなければならないと考えておりますが、どうでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） はい、お答えいたします。これまでの例からすると、宅地開発ですから道路のコストも含めての分譲になると考えております。道路自体は、共有の登記とかさまざまな取扱いがあるようです。後でよく言われるのが、道路自体の寄付採納ということがありますけれども、原則はそこで完結していただきたいものと思っております。ただし家がどんどん増えてきたり、そのことによって除雪のことも考えなければならなかったり、住民生活に支障が及ぶというようなことがあれば、寄付採納していただいているいろいろな補助を使って道路の整備をしていくということになると考えております。当面は、その範囲でコストも含めて販売して利益を上げていただきたいと思っております。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 細かいことではなく、大きなことです。資料3の2ページですけれども、新しく行く荒熊内地区、それから旧町なかや何か所か都市全体を見渡してとあります。旧七戸の七戸庁舎、幼稚園、七戸病院も含めて少し危険だということですが、いま体育館を建てるという構想はいいと考えます。でも50年先を考えたならば新幹線駅の周辺を集中的に整備することや今現在の市街地を移す計画という考えはないですか、町長。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） はい、お答えいたします。いま一連の説明がありました。例えば七戸支所については、急傾斜地の関係でとても危険、何もしなければ危険ということですが、でもすでにあそこは急傾斜地の対策事業を行っています。そういうことで50年の問題はそう心配することはないと考えていますけれども、これから1,000年規模とか397ミリというものすごい量の雨が降った場合には、ちょっと危険が及ぶ可能性があるということですが、しからば1,000年に一度の洪水がはたして頻繁におこるのかと言えそうではないと思います。出来たら危ないから移っていただくのがいいとは思いますが、そうなってしまうと今の市街地が空洞化してしまう、何もなくなってしまう。また、そういうふうに移動してもらおうということは、財政的に大変な出費や移動する町民にとっても経費の負担になることですから、とりあえず旧七戸幼稚園と七戸病院の一部が豪雨になれば崩れる、倒壊の可能性があるということですから、旧七戸幼稚園に新しく図書館を移動するということはだめではないか。それでは七戸病院はどうなのか。病院の一部が危ないとされているけれども患者がいる。今あるものは早い段階で何らかの対策をとらなければならないということですが、いま危ないから移りましょうということではなく、もちろん住民の皆さんもできるものではないと考えております。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 少し誤解を招いた部分がありました。いま町なかに住んでいる人  
たちをどうにかしてもらいたいということではないです。先ほど附田議員が言いました、計  
画倒れにならないようにと。今すぐ町なかの人たちを移動させてほしいということでは  
ないです。新しく計画を立てるとなれば間違いなく荒熊内地区が新しい市街地として形  
成されていく計画になることはだれが考えてもそうです。それならばそれを想定したも  
ので、例えば七戸庁舎の新たな整備とかではなく、50年後、100年後というようにそ  
こに誘導するような施策を考えておいたほうがいいのではないですか。今すぐ何かを  
やるとかではなくて。だれ目から見ても荒熊内地区が良くなる、商売でも何をす  
るにも。なので計画を立てる段階で誘導するような考えはないのですかというこ  
とです。道路等は後からついてくるもの  
だと思うので。そのような考えはないのですかということです。

○議長（瀬川左一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田嶋邦貴君） はい、お答えいたします。いまおっしゃるとおりで、荒熊  
内地区が根底にあります。当然、七戸地区、天間林地区もございます。この中でそれぞ  
れのエリアをある程度定めていく。将来的には一つになるというのが望ましいこと  
ですが、すぐにはならないと考えております。そのためにエリアごとに人口密度を  
高めて、生活水準を落とさないような計画を視野に進めていく。将来的にはいま  
言ったところも人口減少が進んでいくと更なる計画の見直しをしていくという  
ことで御理解をいただければと思います。

○議長（瀬川左一君） 1番議員。

○1番（中野正章君） これは荒熊内開発に関する大きな目的と言われました。いま  
新型コロナウイルスによって、安倍総理が100年に一度の国難だと言われており  
ます。この計画だけ見ると全くそういうものがない計画なのですけれども、荒熊  
内開発の大きな基礎になっているのは今後10年15年の返済計画、財政シュミ  
レーションです。それによって今後も大丈夫だという基盤があると考えており  
ます。しかし今、100年に一度の国難、これによって財政シュミレーションが  
私が考えるにかなり信頼がなくなったのではないかと思います。それについて  
どのように考えますか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） はい、お答えいたします。何回にもわたって国では国債を  
発行して補正予算を組んでものすごい財政出動をしております。これだけを考  
えるともらうものではないので、あとで国の財政は返済によってかなり圧迫さ  
れてくると思います。こういった形で我々自治体に影響が出るのか、何らかの  
影響はあると考えられます。例えば交付税等が減るかもしれないというふう  
に思っておりますけれども、ただ全国の自治体は今までの計画の中で、歳入  
歳出の想定の中で計画を組んできたものであります。おそらく極端に自治  
体が壊れてしまうだけのことはしないと考えております。国は国債を発行  
して日銀に引き受けさせてという特権があるようです。今のところはっきり  
そういったことが出てきておりません。これを今更どうこうという計算のし  
ょうがありません。ですから今の所、この計画どおり進んでいく。幸い今  
説明しましたとおり、国の50パーセントの補助等を受けることができる

かもしれません。いろいろそのようなことがありますので、とりあえず今の段階で、はっきりどういう影響が出てその根拠はと言われても、はっきり答えることはできませんけれど、大丈夫であろうという前提で進めていきたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 1 番議員。

○1 番（中野正章君） 今の状況をだれも1カ月後、1年後、2年後の情勢がこのようになると言える人はいないと考えております。町のあらゆる事業は、7割、8割は補助事業に依存している。計画を作成すること自体、そんなに金額が高いわけではありませんが、工事の発注となると借金をしなければできないのではないかと考えております。もっと慎重になるべきではないかと考えております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 要望でいいですか。

ほかにありませんか。

2 番議員。

○2 番（山本泰二君） 今回のマスタープランの改定については、荒熊内地区開発、ハザードマップに関する部分で大きな改定があったと思います。そういう意味で、私が聞きたいことは、個々のことではなく都市計画あるいは景観条例全般に関して聞きたいことと、要望がございます。

資料2の118ページ、119ページです。このページにマスタープランを作るあるいは町をこういうふうにしていくという方針が書かれております。この中には観光資源であるとか産業の活性化であるとかそういうことが書かれております。そういった中で新しい地域に人を誘導するあるいは新しい建物を建てる、道路を整備するという一つのマスタープランがあると思いますが、一方でこれまでにある古い建物であるとか。

それでは3つ質問いたします。一つ目は、個人が所有する歴史的な建物、そういったものの整備や保存についてどう取り組むのか。二つ目は、自然環境ということを見るとあるいは景観ということを見ると、最近よく目にするのはソーラーパネルです。これが非常に多く、山のほうや町なかにもありますが。こういったものに関して、ソーラーパネル等の設置と森林伐採や地域制限等についての基準等はあるのか。それともう一つは、前回の定例会のときにも質問したことと関連いたしますが、新しい社会構造に向けた環境整備、インフラ整備ですが、こういったことを積極的にマスタープランに取り込むという考えはないのか。

この3点について質問いたします。

○議長（瀬川左一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田嶋邦貴君） はい、お答えいたします。最初の2つにつきましては、このあと景観条例、景観計画の説明をいたします。その際に今言った話も出て来ると思いますので、そこで説明いたします。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 建設課長。

○建設課長（氣田雅之君） はい、お答えいたします。インフラの整備ということで、山本議員がおっしゃっていることは都市計画道路という大きな枠組みだと思いますが、今回都市計画道路については、策定はしておりません。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） はい、お答えいたします。ICT関係の計画については、今後、個々の具体的政策の中で、今日ちょっと申し上げましたタブレットの整備とか、個々の部分でこれから実施していくということにしておりまして、マスタープラン自体には入れておりませんし、入れるものではないと考えております。

○議長（瀬川左一君） 7番議員、よろしいですか。

ほかにありませんか。

7番議員。

○7番（听 清悦君） あしたの一般質問にも触れる件ですが、資料2の30ページ、31ページですが、イベント関係の入り込み客数がありますけれども、今回のコロナウイルスの件でイベントが今までどおりできるのかというのが難しいところと、これまでのように人が集まるのかというところで、計画策定にそういったところも考慮していかなければならないのではないかと感じております。それについては、これを策定しているときにはコロナウイルスを想定していなかったと思いますが、このあたりをどのように見直すのかということをお聞きいたします。

○議長（瀬川左一君） 建設課長。

○建設課長（氣田雅之君） はい、お答えいたします。イベント等の入り込み客数がコロナウイルスで影響がないかということですが、実際に今のコロナウイルスでどれくらい減ったのか、それから今後、この計画を立てた上で10年、20年、30年というようなことを考えますと今すぐにこの数値を変えるべきなのかということは、現段階では調査できておりません。そのようなデータが出てきたときに改正していくことになると考えております。今のところこの数値でと考えております。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（听 清悦君） 2点目です。23ページを見ると、農家数が平成2年に比べて、2,400戸から1,000戸を割るほど減ってきております。生活していく上で利便性の高いところに集約することによって、コンパクトシティということで便利になる。そこに誘導するといったときにどこから誘導するかということになりますが、結局は農村部から新たに家を建てるときに移り住むという形になると思います。息子の代は農業をやらなくても土地と家があるからそこに住みます。孫の代になって家を建て替えしなければならないとなった時に農村部に家を建てる理由が特別なければ、徐々に荒熊内地区とかということになると思います。これはどうすることもできない流れだと考えております。そういった場合に、一部はコンパクトシティとしてかなり効率的、また行政の負担もかなり減るかもしれませんが、農村部の集落を維持するのがかなり厳しくなってしまうのではないかと考えております。こ

の計画とは別にそちらも考えていかなければならないと感じております。

町長何か考えがありますでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） はい、お答えいたします。いままでも何回か問題になっておりました。さらに問題が拡大していくと思いますけれども、よく限界集落と言われます、子供たちが家に戻ってこない。そうすると高齢者世帯、高齢者だけの世帯、そうすると集落の機能が維持できない、医療でも福祉でも特に冬場、困難になってきているということもありますので、そういった方々に中央の地区、荒熊内地区に出てきていただきたいと考えております。そこには、なんらかの政策的な誘導策も今後必要と考えておりますし、荒熊内地区のエリア一帯は開発業者の皆さんが開発していただければ宅地化が進むと考えております。そこに移り住めるような形に今後なっていくだろうと、またなっていくような誘導策をとらなければならないと考えております。

○議長（瀬川左一君） 7番議員、よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

次に案件2「景観条例の制定及び景観計画の策定について」の説明をお願いします。

企画調整課長。

○企画調整課長（田嶋邦貴君） それでは、景観条例及び景観計画（案）の策定についてを説明いたします。まず条例及び景観計画の策定に至る経緯、背景でございますけれども、皆様も御存じのとおりニッ森貝塚が資産構成の一つとなっている、北海道・北東北縄文遺跡群が世界遺産登録国内推薦候補となったということでいま登録を目指しているところですが、その際に文化審議遺産会のほうから資産構成を持つ自治体は、景観計画とか条例を持ちながら保全に努めるようにということがありました。現在は県の景観条例や景観計画に基づいて行っております。その事務は県が行っております。このことから町が独自に条例及び景観計画を策定し、県に代わって景観行政事務を行うことが必要となったことから、条例及び景観計画を策定するということでございます。策定に当たっては町民の意見を取り入れますように検討委員会を開きながら進めてまいりました。景観条例につきましては、6月議会に提出しております。内容は国の景観法の規定に基づきながら景観行政事務の処理等について定めるところであります。条例と計画を持つということで、より町の景観保全に努めていくというものであります。

それでは、景観計画（案）の主な箇所を説明していきます。15ページをお開き下さい。この景観計画の大きな考え方の一つです。景観計画は町全体を対象地域としております。その中でニッ森貝塚周辺を景観形成重点区域と定めております。その他の所を一般地域として、全地域を対象にしながら町の景観形成保全に努めていくという計画でございます。これをわかりやすくお示ししている個所は16ページの図面です。この中で紫色の部分がニッ森周辺

区域の景観重点区域というエリアになります。そのほか山の自然等含めた山林景観エリア。あるいは田園風景ですが、農景観エリア。それから市街地等々の市街地景観エリアということで、それぞれの景観を守りながら進めていきたいと思いますというのがこの計画でございます。次の17ページをごらん下さい。そのためにどのようなことを進めていくのかということ、届け出の対象行為や景観形成の基準を定めていくということでもあります。一般地域、重点地域、それぞれの届け出の行為とそれぞれの基準があります。また、条例にもありますけれども、事前協議をしながら届け出に際して、行政と事業者間がスムーズにできるように考えてございます。次に19ページをごらん下さい。一般地域の届け出行為というものはどのようなものか。①には行為種別、②には対象行為とございます。これは県のものと同じ内容でありますので、県と同じ内容のものを一般地域のほうへ利用していくものでございます。次に23ページです。ここでは、重点区域の指定ということで、ニッ森周辺だけではなく、その周辺、緩衝地帯とも呼びますが、これらを含めて重点区域と定めますということでございます。こちらの届け出行為は25ページから27ページに記載されてございます。それぞれこの中の基準というものが出てきます。そこで一つ比較すると25ページの建築物のところですが、建築面積10平方メートルを超えるもの。10平方メートルと言いますと、建物を建てようとするとき必ず届け出が必要になるという面積でございます。一般区域の記載では、20ページをごらん下さい。一般区域では、高さが13メートルで1,000平方メートルを超えるもの。それぞれの基準はこれだけ違います。要するにニッ森貝塚は、世界遺産登録を目指しているということでもしっかり保全していかなければならないという点で、このところは厳しい設定がされておりますので、これは資産構成を持っている自治体は同じようなものを定めているところでございます。

先ほど山本議員からの御質問がありましたけれども、31ページをごらん下さい。この中では景観重要物とか樹木とかも必要に応じて保全していきましょうということなんです。これも景観計画に盛り込まれております。この計画は9月の策定を目指して、今後パブリックコメントや広報等で周知をしながら作成に向けて取り組んでおります。先ほど言いましたが、ニッ森貝塚という世界遺産登録を目指しているところを守るための区域が厳しく、あとは一般区域のところは県のものに準じながらこれを定めて景観計画の条例として運用していくというものでございますので、そのようにご理解をしていただければと思います。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

発言を許します。

12番議員。

○12番（三上正二君） 要するに、ニッ森貝塚ありきの条例を作るということですね。先ほど2番の山本議員が言いました、マスタープランや景観条例の内容でも旧七戸の町なかにある柏葉公園や旧郵便局の建物など歴史的なものはたくさんあります。都市計画区域、新しい市街地を荒熊内地区に移すという計画は反対するものではありません。でも、残さなければ

ばいけないもの、ニッ森貝塚は重要です。それ以外のものもあります。それから、景観区域ということであれば、皆さんいま目にすると思いますが、ソーラーパネルがいたるところに設置されています。景観ということを考えさせられます。そのあたりの整合性はどのようになっていますか。

○議長（瀬川左一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田嶋邦貴君） はい、お答えいたします。先ほど言いましたように世界遺産登録を目指してということでニッ森貝塚地区が重点区域になっておりますけれども、それ以外の全域が対象となっておりますので、町なかにつきましても景観を守るための制限があるということです。それと太陽光パネル等のお話がありましたけれども、20ページをごらん下さい。一番下の部分ですが、当町は太陽光パネルがとてたくさん設置されております。これは、県の届け出になかったものを町の届け出ということにしております。これによって景観形成に努める、景観を守ることを目的に設置者と協議しながら進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 12番議員、よろしいですか。

ほかにありませんか。

9番議員。

○9番（附田俊仁君） 景観という文言、そもそも景観の概念、少し疑問です。例えば、戦後、杉の木が植林されて杉の木の林がいたるところにあります。杉の木の林ができたおかげで花粉症という症状も多く出るようになったということもありますが、これは大した問題ではないですが。あの植林の事業は、経済活動の一環だと考えます。当然、植林をするということは、伐期、木を切る時期というのがあって、杉の場合は50年から70年が伐期だと言われています。ということは、木を伐採するとその後、植林をするなり自然萌芽と言って何も植えない状態で雑木林に変えるというのも経済活動の中ではあることだと考えます。また、森林を守るとよく言われますが、そこには経済活動が伴わなければならないと考えています。例えば、今の価格で計算をしてみると10アールで杉の木は10万円から12万円です。木を出す、手間のかかるところはそれ以下の金額です。これが実際の相場です。そうなれば1年間でいくら稼いでいるのかとなりますが、2,000円の計算になります。10万円として50年間の期間育てて、伐採して木を売りましたとなったときに、1年間で2,000円稼いでいるという計算です。それが、太陽光パネルを設置した場合どのようになるかというところ、10アールで賃料が安くて3万円。高くて5万円、1年間ですが地権者はもらえております。土地は森林の場合は評価額が低いですが、太陽光パネルを設置した場合は宅地並み課税ということで一気に固定資産税が上がります。町に1.4パーセントですか、それなりの税収があるということで土地の利用の仕方とすると経済活動の考えでみると太陽光パネル設置は悪いものではないという感覚であります。

そこで従来ある景観とは何といわれた場合、例えば我々が幼い時に見て育った環境、その

環境を未来へ残していきたいという話だと思いますが、それも過ぎると、例えば田んぼが自然だと言われますが、あれは人間が造ったものなのです。なので景観とはどこを指して、何を基準にと考えた時に、非常に難しいと考えております。そのあたりのことはしょうがないと思っています。町でも審議会、第三機関で景観を壊す、壊さないという議論になると思いますが、今言ったような地域の経済活動といったものをしっかりと視野に入れた形の景観条例の運用の仕方になるべきだと考えます。

そこで、一つ聞きたいことがあります。県で景観条例がございます。その県の景観条例と町の景観条例の二本立てということですか。そうではなく、県から町に移管するということになるのですか。

○議長（瀬川左一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田嶋邦貴君） はい、お答えいたします。最後の御質問ですが、附田議員がおっしゃったとおり県の条例から町の条例、計画をもとに進めるということで町が行政担当になるということですか。最初の質問もおっしゃるとおりで、これは事業を制限するとか止めるとかではなく、共存する中で何かの基準を決めて、その中でどのようにするかという話でありまして、これがいいとか悪いとかではなく、そのようなものではありませんので、御理解をしていただければと思います。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 今、相反することを言ったというのは、生物学的、自然学的事実と経済的なこと、どちらも選択しなければならないのです。水清ければ魚棲まずでは困るので。その辺の所はあいまいでは困るので、きちんと計画を立てなければ。太陽光パネルを建てるのはいい、経済活動として考えると。でも大雨が降った場合はどうなるのか、土砂災害も起きる心配があるし。いろいろな問題があります。その辺のところを考慮して答弁してもらわないと。これからしっかり取り組んでいくのだから、そのためにもしっかりしていただきたいということです。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

以上で、本日の議員全員協議会を終了いたします。

お疲れ様でした。

閉会 午前11時57分

以上の会議録は、事務局長天間孝栄の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和2年6月 1日

議 長